

解体工事業に係る調査・研究助成金に関する規程

平成20年3月4日 制定
平成21年3月3日 改正
平成22年4月1日 改正
平成31年2月18日 改正
令和2年12月8日 改正
令和4年12月9日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）が、解体工事業に関する調査・研究等（以下「研究等」という。）を行う者に対しその費用を助成することによって、解体工事業に関する技術・技能等を啓発普及させ、もって解体工事業界の発展に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は次のとおりとする。

- (1) 大学又は高等専門学校等の教職員
- (2) 大学院生
- (3) 建設業に関連する団体又は企業及びそれらに所属する個人
- (4) 全解工連の正会員団体又は賛助会員及びそれらに所属する個人

2 第9条に規定する審査委員会の委員は、助成金支給の対象としない。

(対象とする研究等)

第3条 対象とする研究等は次のとおりとする。

- (1) 解体技術・技能に関すること
- (2) 解体副産物の再資源化技術に関すること
- (3) 解体工事業に係る統計資料等の収集・分析に関すること
- (4) 全解工連が指定する解体作業に関すること
- (5) その他、解体工事業界の発展に資すること

【注】 具体的な内容は募集要項に記載する。

<助成対象研究等の例>

- (1) 解体技術・技能に関する調査・研究
 - ・解体工事の施工事例に関すること
 - ・解体作業の自動化に関すること
 - ・解体作業に係る技能に関すること
 - ・階上解体工法における床版サポート等安全作業に関すること
 - ・高強度鉄筋コンクリート造構築物、超高層構築物、コンクリート充填鋼管(CFT)柱等の解体方法に関すること
- (2) 解体副産物の再資源化技術に関する調査・研究
- (3) 解体工事業に係る統計資料等の収集・分析研究
- (4) 全解工連の指定する解体作業に関する実験・調査・研究等
 - ・圧砕工法における石綿粉じん飛散状況に関すること

- ・解体作業に伴うアスベスト除去方法等に関すること
- ・解体作業に伴う騒音・振動の低減に関すること
- (5) その他、解体工事業界の発展に資する調査・研究等

(対象とする研究等の期間)

第4条 対象とする研究等は、助成金を支給する年度内に終了または中間報告が可能なものでなければならない。

(研究報告等)

第5条 助成金を受給した者は、助成金を受給した年度の次の年度の5月31日までに全解工連に対し、報告書を1部提出するとともに、助成金の使途内訳を報告しなければならない。

- 2 助成金を受給した者は、当該研究結果を全解工連に報告する以前に外部に公表してはならない。ただし、全解工連が同意した場合はこの限りでない。
- 3 助成金を受給した者は、当該研究結果の概要を記した原稿（以下「梗概集用原稿」という。）を、助成金を受給した年度の次の年度の6月30日までに、全解工連に提出しなければならない。

(研究発表会)

第6条 全解工連は、助成金を支給した年度の次の年度の7月を目途に研究発表会を開催する。ただし、全解工連に止むを得ない事情があるときはこの限りでない。

- 2 発表者の旅費交通費は、1名分を別途支給する。
- 3 梗概集用原稿は発表者が作成する。
- 4 発表会に使用する梗概集は、全解工連が作成する。

(知的所有権等)

第7条 当該研究等で得られた知的所有権は当該研究者に帰属する。ただし、全解工連は、当該研究者名を明示すれば当該報告書を自由に引用することができるものとする。

(申請手続)

第8条 助成金を受給しようとする者は、所定の申請書を申請する年度の4月30日までに全解工連会長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第9条 全解工連に研究助成金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、全解工連会長が、全解工連理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 委員は、3名以上5名以内とする。
- 4 委員のうち2名以上は、全解工連正会員傘下企業に所属する者以外（以下「員外委員」という）から選出する。
- 5 員外委員が委員会に出席した場合は謝金15,000円（交通費含む）を支給する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員の中から互選により、委員長1名及び副委員長1名を選任する。
- 8 審査委員会は、3名以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 9 審査委員会の議長は、委員長又は副委員長がこれに当たる。
- 10 審査委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 11 審査委員会は、提出された申請書等に基づき、当該研究の第3条各号への該当性を審査する。

- 12 審査委員会は、前項の審査に基づき、助成金を支給する対象者及び助成金の金額を決定する。
- 13 審査の結果は、申請した年度の5月31日までに申請者に文書で通知する。

(助成金の総額、支給する件数)

第10条 助成金の総額は、全解工連の当該年度の収支予算で認められた金額とする。

2 助成金の受給件数は、1年度あたり10件以内とする。

3 助成金の金額は、10万円単位で決定し、1人あたり60万円以下とする。ただし、第3条(4)に該当する研究等には上限を設けない。

4 助成金は、申請した年度の6月30日までに、受給者が指定する金融機関に振り込んで支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

[附則]

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年12月8日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年12月9日から施行する。

解体工事に係る調査・研究助成金申請書

申請日 令和 年 月 日

1. 研究課題 (タイトル)

	確定したもの
--	--------

2. 申請者

①氏名	(フリガナ:)	代表者
②生年月日	年 月 日生 (満 歳)	
③所属機関名		企業名、学校名等
④所属部署名		部署名、学科名等
⑤役職名		職名、学年等
⑥所在地	〒	所属機関の所在地
⑦連絡先	TEL () ・ fax () E メールアドレス ()	申請者本人
⑧研究業績		論文、著書等 (発表年を付記)
⑨その他		上記以外に申告しておきたいこと等

3. 申請金額・内訳等

①申請金額		円	10万円単位
②内訳	設備費 () として	円	できるだけ具体的に記入
	備品費 () として	円	できるだけ具体的に記入
	消耗品費 () として	円	できるだけ具体的に記入
	調査費 () として	円	できるだけ具体的に記入
	その他 () として	円	できるだけ具体的に記入
③当該研究に要する費用の総額		円	概数で可 人件費は除く

4. 研究期間

令和 年 月から、 約 年間	予定でも可
----------------	-------

5. 研究概要（できるだけ具体的に記入・別紙添付でも可）

①目的	
②背景 （自他のこれまでの研究状況等）	
③実施計画・方法	
④期待される成果	

6. 研究協力者（主な協力者）

氏名	所属機関	所属部署名	役職名	
①				
②				
③				

7. 当該研究に係る他機関からの助成金等交付の有無（申請中の場合はその旨を付記）

	機関名	金額	
①		円	
②		円	
③		円	